

神奈川県環境マネジメントシステム設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県が組織が行う事務事業活動において、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組むための仕組みとして、本県が独自に構築する環境マネジメントシステム（以下「システム」という。）の基本的事項及び推進体制を定め、もって環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境目標 環境方針の目的を達成するための具体的な到達点をいう。
- (2) 環境マネジメントプログラム 環境目標を達成するための具体的な取組内容をいう。
- (3) 内部監査 システムが適切に実施され維持されているかを、自ら確認することをいう。

(システムの適用対象組織)

第3条 システムの適用対象は、次に掲げる組織とする。

- (1) 神奈川県行政組織規則（昭和31年神奈川県規則第64号）第2条に規定する本庁機関及び出先機関
- (2) 神奈川県企業庁
- (3) 神奈川県議会議会局
- (4) 神奈川県教育委員会（附属機関を除く。）
- (5) 神奈川県人事委員会事務局
- (6) 神奈川県監査事務局
- (7) 神奈川県労働委員会事務局
- (8) 神奈川県選挙管理委員会事務局
- (9) 神奈川県収用委員会事務局
- (10) 神奈川県海産物調整委員会事務局
- (11) 神奈川県内水面漁場管理委員会事務局
- (12) 神奈川県警察（以下「警察」という。）

(システムの協力組織)

第4条 次に掲げる者をシステムの協力組織とし、システムの趣旨に基づいた取組みの実施について、協力を依頼するものとする。

- (1) システムの適用対象組織と同一の事務室等に所在する団体等（県行政関連団体）

- (2) 県の管理する建物等において事業活動を行う事業者等
- (3) 公の施設を管理する者として県が指定する法人等（指定管理者）
- (4) 公の施設を管理する者として県が管理を委託する法人等（管理受託者）

（環境方針）

第5条 知事は、システムの運営を通じて取り組む環境配慮及び環境保全に関する行動の基本理念並びに基本的方向を、環境方針として定める。

（システムの推進体制）

第6条 システムの推進体制を次のとおり定める。

- (1) システムの確立及び運営管理を行う者として、環境管理統括者を置き、環境農政局長をもって充てる。
- (2) 局等のシステムの実施のため、局環境管理責任者を置き、（別表1）に定める副局長等をもって充てる。
- (3) 所属のシステムの実施のため、所属環境管理責任者を置き、（別表2）に定める所属長等をもって充てる。ただし、警察については、別に定める。

（内部監査員の設置）

第7条 内部監査を実施するため、内部監査員を置く。

- 2 環境管理統括者は、職員又は職員以外の者で、環境マネジメントシステムに豊富な知識・経験を持つ者の中から、内部監査員を任命又は委嘱する。

（環境マネジメントシステム事務局の設置）

第8条 システムの円滑な運営管理を行うため、環境マネジメントシステム事務局を置き、事務局長は環境計画課長をもって充てる。

（システムの見直し）

第9条 知事は、政策会議で審議の上、必要に応じてシステムの見直しを行う。ただし、軽易な事項については、政策会議の審議を省略することができる。

- 2 知事は、見直しを行ったときは、その結果に基づいて環境管理統括者に必要な指示を行う。

（委 任）

第10条 この要綱によるシステムの運営に関し必要な事項は、環境管理統括者が「神奈川県環境マネジメントシステム運営要綱」で定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(別表 1)

局等の名称	局環境管理責任者
政策局	政策局副局長
総務局	総務局副局長
くらし安全防災局	くらし安全防災局副局長
国際文化観光局	国際文化観光局副局長
スポーツ局	スポーツ局副局長
環境農政局	環境農政局副局長
福祉子どもみらい局	福祉子どもみらい局副局長
健康医療局	健康医療局副局長
産業労働局	産業労働局副局長
県土整備局	県土整備局副局長
会計局	会計局副局長
企業庁	企業局副局長
議会局	議会局副局長
教育委員会	教育局副局長
人事委員会事務局	人事委員会副事務局長
監査事務局	監査事務局副事務局長
労働委員会事務局	労働委員会副事務局長
地域県政総合センター	地域県政総合センター副所長
警察	総務部総務課長

(別表 2)

所属	所属環境管理責任者
本庁機関	所属長
出先機関（地域県政総合センターを除く。）	所属長
地域県政総合センターの各部	部長
環境農政局 水産技術センターの各試験場	場長
環境農政局 農業技術センターの各地区事務所	所長
健康医療局 保健福祉事務所の各センター	所長